

公立大学法人京都市立芸術大学講義室貸出要項

(令和7年9月26日理事長決定)

(目的)

第1条 この要項は、公立大学法人京都市立芸術大学施設貸出規程（以下「規程」という。）第20条に基づき、講義室の貸出に関して必要な事項を定めるものである。

(貸出場所及び施設利用料)

第2条 貸出を行う講義室及び利用料は別表1のとおりとし、付属備品の利用は別表2のとおりとする。

2 利用者は、本学の指定する方法により、施設利用料を納付しなければならない。

(貸出日)

第3条 貸出日は平日のみとする。ただし、講義室1及び講義室13については、土曜・日曜及び祝日も貸し出すものとする。

(利用時間)

第4条 利用時間は原則、午前9時から午後8時までとし、以下の区分単位で利用を許可する。

- (1) 午前9時から午後0時
- (2) 午後1時から午後4時
- (3) 午後5時から午後8時

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めたときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

(利用申請)

第5条 施設の利用を希望する者は、大学が指定する期日までに「京都市立芸術大学施設利用申請書」を総務課に提出しなければならない。

(利用責任者)

第6条 利用責任者は利用に際し、この要項及び別に定める施設使用上の諸規定並びに次の各号に掲げる事項を遵守し、適正に利用しなければならない。

- (1) 施設及びその設備、備品等の保全に努めること
- (2) 許可された目的以外に利用しないこと
- (3) 利用を許可された施設及びその設備、備品等の全部又は一部を他の者に転貸しない

こと

- (4) 利用を許可された施設及びその設備、備品等に特別の工作をし、又は原状を変更しないこと。ただし、施設管理者が許可する場合を除く。

(原状回復)

第7条 利用責任者が規程第12条に規定する原状回復の義務を履行しないときは、施設管理者は利用責任者の負担においてこれを行うことができる。

(事務)

第8条 講義室の貸出に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、講義室の貸出に関して必要な事項は、施設管理者が定める。

附 則

この要項は、令和7年10月1日から施行する

別表1

	棟	部屋	利用料 (1 区分)
1	C	講義室 1	24,000 円
2	B	講義室 3	18,000 円
3	B	講義室 4	10,500 円
4	D	講義室 9	15,000 円
5	G	講義室 13	10,500 円

別表2

備品	利用料 (1 区分)
音響設備 (マイク、ブルーレイ/DVD、スピーカー等)	2,000 円
映像設備 (プロジェクター、大型スクリーン)	1,000 円
モニター設備 (テレビモニター 【接続ケーブル附属】)	1,000 円

- 上記別表1及び別表2の利用料は、1区分の施設利用に係る金額(消費税相当額を含む)であり、これに当該施設を利用した区分数を乗じた金額を施設利用料とする。
- 1区分未満の利用については、1区分の利用として利用料を算出するものとする。